年　　月　　日

電力広域的運営推進機関　殿

所在地

事業者名

役職・氏名　　 　　　　印

秘密保持誓約書

当社は、容量市場に関わる相対契約の協議のため、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）へ情報開示を請求するにあたり、第１条に定める情報の取扱いに関して以下のとおり誓約いたします。

第１条（定義）

本誓約書に定める秘密保持等の対象となる「情報」とは、開示請求により受領した回答書（電子データを含む）に記載された情報であって、広域機関の業務規程第３２条の２０第２項において「応札したメインオークション参加資格事業者の名称及び発電設備等又は電源等リストごとの容量確保契約の締結状況に関する情報」と定義されている情報を意味します。

なお、以下の情報は秘密保持の対象外といたします。

ａ）開示を受けた時に、既に公知であったもの

ｂ）開示を受けた時に、当社が既に適法に所有していたもの

ｃ）開示を受けた後に、当社の責に帰すべからざる事由により公知となったもの

ｄ）開示を受けた後に、当社が秘密保持義務を負うことなく第三者より適法に入手したもの

第２条（秘密の保持および目的外使用の禁止）

当社は、いかなる方法によっても第三者へ情報を開示しないとともに、開示請求対象の電源等に関わる相対契約の協議以外の目的で、情報を使用いたしません。

第３条（情報漏えいを発見した場合の措置）

当社は、情報の漏えいを発見した場合、直ちに広域機関に書面で通知いたします。この場合、当社は、情報の拡散を防止するために、広域機関に協力いたします。

第４条（損害賠償）

当社は、情報漏えいにより第三者に損害を与えた場合には、広域機関に対して何ら迷惑をかけず、損害賠償について第三者と協議し解決いたします。

第５条（誠実協議）

本誓約書に関する広域機関との紛争が生じた場合には、当社は誠実に協議し、解決を図るものといたします。

以　上